

< 2013年度 第3回定期研究会 >

「福祉法」から「障がい法」へ—法原理の発展—

講 師：河野 正輝 (熊本学園大学社会福祉学部特任教授、九州大学名誉教授)

日 時：2013年11月30日(土) 13時～15時

2013年第3回定例研究会では、本学社会福祉学部特任教授・九州大学名誉教授である河野正輝先生によって、「福祉法」から「障がい法」へ 法原理の発展」というテーマで講演が行われました。学外の方も多数出席され、大変盛況でした。

以下、その内容を報告いたします。

障害者の権利条約の批准へ向けた法改正をうけて、障害者の「福祉法制」という従来の法分野は新しい「障がい法」へ変わりつつ法原理の発展をいっそう促進させるべきという視点でのお話でした。最初にこの研究会のテーマでもある、「福祉法」と「障がい法」とはなにかについてお話をされました。「福祉法」は「社会福祉法」、「児童福祉法」などをさし、市町村や都道府県など行政が主体となり、要援護者(障害者は保護の客体)に、福祉の措置(一方的な行政処分)を行うことができるというしくみの特徴としています。「障がい法」については、日本に「障がい法」と名のつく法律はなく、「障がい法」を仮に定義すれば、その目的は、「すべての障害者にあらゆる人権および基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、および確保することを目的とする法」と示すことができます。

「障がい法」を形づくるために、将来の不可欠な条約・立法として「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害者差別禁止の法」、「自己管理型支援の法」などが考えられます。(「自己管理型支援とは、障害者が主体となって、行政は法的義務を負い、当事者の自己決定に基づき、請求する権利を有するなどの特徴を意味しています。)

現在、「福祉法」から「障がい法」への過渡期と考えられ、過渡期に成立した法として、障害者基本法(2011年8月改正)、障害者総合支援法(2012年6月施行2013年4月施行)、障害者雇用促進法(2013年6月改正)、障害者差別解消法(2013年6月成立、2016年4月施行)などが挙げられます。過渡期の法の積極的な面に、障害者基本法に4つの基本原則が示されたこと、障害者の権利に関する条約の批准の閣議決定などが挙げられ、一方消極的な面としては、事業者による合理的配慮については努力義務となり、自己管理型支援の導入の是非は総合支援法施行3年後の検討事項とされたことなどが指摘されました。

次に、将来「障がい法」形づくるために不可欠な法として挙げられた自己管理型支援について、福祉サービスと自己管理型支援の違いを、サービス体系、サービス利用の流れ、サービス利用者との自

己決定と行政(専門職)の」役割・権限など、今までの自立支援とはどう異なるのかについてお話しされました。たとえば、福祉サービス利用者の自律(自己決定権)と行政(専門職)の役割・権限では、自立支援では市町村(ケアマネージャー)によるニーズの判定、市町村による支給量決定、利用者によるサービスの種類、事業者等の選択が行われ、自己管理型支援では、セルフ・アセスメントが基本、当事者の生活目標に基づいて支給計画・支給量の協働(本人と行政との)策定と合意、当事者によるPAの募集、採用、監督、ソーシャルワーカーの主たる役割は判定・決定権限から権利擁護へという違いが考えられます。

さらに、「障がい法」において、「福祉法」からどういった点が法原理の発展と認められるかについて述べられました。その要素として 障害者の不利益の要因のとらえ方、障害者のとらえ方、保障すべき権利や価値といった点を挙げられました。改正法では 障害者の不利益の要因が個人(医学)モデルから社会モデルへ、障害者のとらえ方は「要援護者」像から「福祉サービス利用者」像へ、そして社会モデルにもとづく社会的市民像へ、保障すべき権利や価値としては、自由権等が制限されていた「福祉法」から、「障がい法」では地域社会で自立した生活を営むのに必要なサービスを請求する権利(社会権)と公権力による介入・干渉を受けない権利(自由権)の一体的保障している点などについて述べられました。最後に、具体的な支援はどのように改善されつつあるのかというお話をいただきました。

難しい内容でしたが丁寧にわかりやすくお話いただき、大変勉強になりました。

(研究会報告担当者：出川聖尚子)